

## 朝日村雨水貯留設備設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地下水涵<sup>かん</sup>養、雨水流出防止、災害時の生活用水確保など、循環型社会の形成を推進するため、雨水を有効利用する村民を支援することを目的に、雨水貯留設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において雨水貯留設備とは、雨樋等に接続して雨水を貯留するための構造を備えた設備で、架台等に固定して設置されるものをいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、村税等の滞納のない者で、村内に住所を有する個人又は村内に事務所を有する法人で、自らが所有する村内に存する建築物において雨水貯留設備の設置を行おうとする者又は建築物の所有者の同意を得た占有者とし、補助金の交付申請をした年度内に事業を完了することができる者とする。

### (補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象とする経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	雨水貯留設備の購入設置に要する経費で村長が認めたもの	
容 量	100ℓ以上500ℓ未満	500ℓ以上
補助率及び 補助金額	2分の1以内。ただし、 1基25,000円を上限とする。	2分の1以内。ただし、 1基50,000円を上限とする。
	補助金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
備 考	1つの建築物ごとに1基を限度とする。	

### (補助金の制限措置)

第5条 村長は、納税等の公平感を確保するため、補助金の交付を受けようとする者に村税等（村税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道受益者分担金、下水道使用料、簡易水道料金、その他これらに類する村に納付すべき料金）の滞納（現年分は除く。）がある場合は、補助の対象から除くものとする。

る。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、朝日村雨水貯留設備設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 見積書及びカタログ等の写し
- (2) 位置図及び計画図
- (3) 設置前の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、朝日村雨水貯留設備設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 申請者が交付決定を受けた後に申請の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするとき(以下これらを「変更等」という。)は、朝日村雨水貯留設備設置補助金変更等承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 村長は、前条に規定する変更等の承認申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは朝日村雨水貯留設備設置補助金変更等承認及び変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、雨水貯留設備の設置を完了し、代金の支払いをした日から15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、朝日村雨水貯留設備設置補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 位置図及び竣工図
- (3) 設置後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、朝日村雨水貯留設備設置補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条に規定する補助金確定通知書を受け取った後、速やかに朝日村雨水貯留設備設置補助金請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合にはその返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金交付申請書

年 月 日

朝日村長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

朝日村雨水貯留設備設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

設置場所（番地）	
製品名及び設備内容等	
容 量	ℓ
設置完了予定年月日	年 月 日
購入設置経費	円
補助金交付申請額	円

添付書類

- 見積書及びカタログ等の写し
- 位置図及び計画図
- 設置前の写真
- 村長が必要と認める書類

朝日村雨水貯留設備設置補助金の交付申請をするに当たり、村税等納付状況を調査することに同意します。

申請者 \_\_\_\_\_ 印

（自署のときは押印不要です。）

朝日村雨水貯留設備設置補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで交付申請のありました朝日村雨水貯留設備設置補助金 \_\_\_\_\_ 円を、下記の条件を付して交付することに決定しましたので、朝日村雨水貯留設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

朝日村長



記

- 1 申請者は、雨水貯留設備の設置を朝日村雨水貯留設備設置補助金交付要綱（令和6年朝日村告示第9号）の定めるところにより実施すること。
- 2 申請者は、次に該当する場合はあらかじめ村長の承認を受けること。
  - （1）申請の内容を変更しようとするとき。
  - （2）雨水貯留設備の設置を中止しようとするとき。
- 3 申請者は、雨水貯留設備の設置を完了し、代金の支払いをした後、定められた期間内に実績報告書を提出すること。
- 4 申請者は、雨水貯留設備の設置に要する経費を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、設置が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

様式第3号（第8条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金変更等承認申請書

年 月 日

朝日村長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け朝日村指令第 号で交付決定を受けた朝日村  
雨水貯留設備設置補助金につきまして、申請の内容を下記のとおり変更したいの  
で承認してください。

記

1 変更等の内容（いずれかに○）

（1）申請内容変更

（2）事業の中止

2 内容変更の詳細

3 変更後の補助金額 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号（第9条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金変更等承認及び変更交付決定通知書

朝日村指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました朝日村雨水貯留設備設置補助金の変更等につきまして、下記のとおり承認し、交付決定したので、朝日村雨水貯留設備設置補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

朝日村長

印

記

承認事項

1 変更等の内容

- (1) 申請内容変更
- (2) 事業の中止

2 変更後の補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第10条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金実績報告書

年 月 日

朝日村長 宛て

報告者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け朝日村指令第 号で交付決定を受けた朝日村  
雨水貯留設備設置補助金に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告しま  
す。

記

補助金等の交付決定年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
設置場所（番地）	
製品名及び設備内容等	
容 量	ℓ
補助金の交付決定額	円
補助金の確定を受けたい額	円

添付書類

- 領収書の写し
- 位置図及び竣工図
- 設置後の写真
- 村長が必要と認める書類



様式第6号（第11条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金確定通知書

様

年 月 日付けで実績報告のありました朝日村雨水貯留設備設置補助金につきまして、下記のとおり確定しましたので、朝日村雨水貯留設備設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

朝日村長

⑩

記

補助金等の交付決定年月日及び番号	年 月 日 朝日村指令第 号
事業完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円

様式第7号（第12条関係）

朝日村雨水貯留設備設置補助金交付請求書

年 月 日

朝日村長 宛て

請求者 住 所  
氏 名 印  
電 話

年 月 日付けで額の確定を受けた朝日村雨水貯留設備設置補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

【 振 込 先 口 座 】

金 融 機 関	_____ 銀行 _____ 支店
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
フ リ ガ ナ	